

平成 18 年 3 月 22 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成 16 年(行コ)第 82 号不当労働行為救済命令取消, 不当労働行為救済命令一部取消請求
控訴事件(原審・東京地方裁判所平成 14 年(行ウ)第 350 号(甲事件), 第 352 号(乙事件))
口頭弁論終結日・平成 17 年 11 月 9 日

判決

控訴人兼被控訴人兼補助参加人	神奈川県厚生農業協同組合連合会 (一審原告連合会)
控訴人兼補助参加人	神奈川県厚生農業協同組合連合会労働組合 (一審原告組合)
被控訴人兼控訴人	中央労働委員会 (一審被告中労委)

主文

- 1 一審被告中労委の控訴に基づき原判決主文第 1 項を取り消す。
- 2 一審原告連合会の本件請求中前項に係る部分を棄却する。
- 3 一審原告連合会及び一審原告組合の控訴をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、第 1, 第 2 審を通じ、一審原告連合会に生じたものは一審原告連合会の、一審原告組合に生じたものは一審原告組合の各負担とし、一審被告中労委に生じたものはこれを 5 分し、その 4 を一審原告連合会の、その余を一審原告組合の各負担とする。

事実及び理由

第 1 控訴の趣旨

1 一審原告連合会

- (1)原判決主文第 1 及び第 2 項を次のとおり変更する。
- (2)一審被告中労委が、中労委平成 11 年(不再)第 28 号事件(第 1 事件)及び平成 12 年(不再)第 59 号事件(第 2 事件)につき、平成 14 年 7 月 17 日付けで発した命令のうち、主文第 1 項から第 4 項までを取り消す。

2 一審原告組合

- (1)原判決中一審原告組合敗訴部分を取り消す。
- (2)一審被告中労委が、第 1 事件及び第 2 事件につき、平成 14 年 7 月 17 日付けで発した命令のうち、主文第 5 項を取り消す。

3 一審被告中労委

主文第 1 項及び第 2 項と同旨

第 2 事案の概要(略語等は、原則として、原判決に従う。)

- 1 本件は、一審被告中労委が発した救済命令(本件命令)につき、一審原告連合会(甲事件)及び一審原告組合(乙事件)が一審被告中労委を被告としてそれぞれその不服部分につき取消しを求め、甲事件につき一審原告組合が、乙事件につき一審原告連合会がそれぞれ補助参加した行政事件訴訟である。

2 原審は、甲事件につき、一審原告連合会の請求のうち本件命令主文第 2 項の「一審原告連合会が一審原告組合の役員選挙に干渉して一審原告組合の運営に介入してはならない」と命じた部分及び主文第 4 項のうちの掲示文書に「一審原告連合会が一審原告組合の役員選挙に干渉したこと」の記載を命じた部分に係る請求を認容してその余の請求を棄却し、乙事件につき、一審原告組合の請求を棄却した。

3 当裁判所は、一審原告連合会の請求及び一審原告組合の請求をいずれも棄却すべきであると判断した。

4 争いのない事実、争点、争点についての当事者の主張は、原判決の事実及び理由の「第 2 事案の概要」1 及び 2(原判決 3 頁 2 行目から 9 頁 2 行目まで)並びに「第 3 争点についての当事者の主張」1 から 12 まで(原判決 9 頁 4 行目から 20 頁 21 行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

第 3 当裁判所の判断

1 事実経過

本件に係る事実経過は、原判決 31 頁 16 行目から 26 行目までを次のとおり改めるほかは、原判決の事実及び理由の「第 4 当裁判所の判断」1(原判決 20 頁 23 行目から 59 頁末行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

「証拠によれば、Y3 参事は、平成 8 年 6 月下旬ころ、相模原病院検査室の Y1 次長及び Y2 次長に対し、同年 7 月に行われる組合役員選挙(本件組合役員選挙)に立候補することを勧め、これにより Y1 次長が同選挙に立候補した事実を認めることができる。

同事実の存在を否定する証拠も存在するが、これらの証拠は、いずれも Y3 作成の一審原告連合会に対する照会回答書であり、その内容は単に、Y1 次長及び Y2 次長に対して立候補を勧めた事実はない旨述べるものにすぎないことに照らして、上記認定を左右しない。

また、神奈川県労働委員会における第 2 回審問速記録によれば、選挙期間中、相模原病院の Y5 課長が、勤務時間中に総務課及び管理課共同の事務室内において、同事務室内にいた職員(組合員)に対し、本件組合役員選挙に立候補した Y1 次長又は Y4 課長に投票するように呼びかけた事実を認めることができる。

同事実の存在を否定する証拠も存在するが、これは、Y5 作成の一審原告連合会に対する照会回答書であり、その内容が「この様な、指示をした事はありません。」というものにすぎないことに照らして、上記認定を左右しない。」

2 判断

当裁判所は、一審原告連合会の請求及び一審原告組合の請求は、いずれも理由がないと判断した。その理由は、次のとおり改めるほかは、原判決の事実及び理由の「第 4 当裁判所の判断」2(原判決 60 頁 1 行目から 81 頁 5 行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 69 頁 23 行目から 70 頁 8 行目までを次のとおり改める。

「イ前記認定(1(5)エ)のとおり、Y3 参事は、Y1 次長及び Y2 次長に対し、本件組合役員選挙に立候補することを勧め、また、Y5 課長は、勤務時間中、職員(組合員)に対し、反執行部の姿勢を鮮明にしている Y1 次長及び Y4 課長への投票を呼びかけており、これらの行為は、一審原告連合会による一審原告組合に対する支配介入行為であるといわざる

を得ない。」

(2) 原判決 80 頁 8 行目から 13 行目の「適法である。」までを次のとおり改める。

「以上のとおり、1－②のうちの管理職の脱退勧奨発言、1－⑤、1－⑦、1－⑧、2－①及び2－③の行為は、労働組合法7条3号によって使用者に禁止されている不当労働行為に該当すると認められるが、その余の行為は、同不当労働行為に該当するとは認められない。

したがって、本件命令に違法はない。」

3 一審原告連合会は、本件大量脱退の原因は、平成11年6月22日開催の団体交渉(本件団体交渉)の席上、X1 員長及び X2 書記次長が、一審原告連合会側に対し、一審原告連合会が入院患者の退院を1日延長することを検討した件及び伊勢原病院整形外科において保険適用外の薬品(プロスタグランジン)を使用して診療報酬を不正に請求した件で神奈川県から事情聴取を受けたことにつき、その責任をとって Y6 院長及び Y7 事務長が退任することを要求し、同要求が受け入れられなければ、これらの件について告発あるいは公表することがあると通告したことを職員が知り、職員らが病院がつぶれてしまうとの危機感を抱いたこと等にあり、一審原告連合会の脱退勧奨によるものではないとの主張について原判決が判断を示しておらず、審理不尽である旨主張する。

しかし、判断すべきことは、一審原告連合会が脱退勧奨行為を行ったか否かという点であり、脱退勧奨行為が行われた結果どの程度の脱退者が出たかという点は直接の判断の対象ではない。そして、原判決は、平成11年6月25日及び26日開催の相模原病院における職員説明会並びに同年7月1日開催の伊勢原病院における職員説明会において Y6 院長、Y7 事務長、Y8 院長、Y9 事務長がした発言が脱退勧奨行為であると認定判断したのであり、一審原告連合会の同主張は失当である。

また、一審原告連合会は、上記職員説明会で Y6 院長らが、「一審原告組合のトップが医師と画策して厚生省に情報を流したと思われる。」「病院がつぶれてしまうかもしれない。」などと発言したとしても、そのような見解を持つことが不自然ではない状況であったから、同発言は、使用者の見解を表明したものにすぎず、不当労働行為には当たらない旨主張する。

しかし、証拠によれば、一審原告組合は、本件団体交渉の議題として、「入院日数の不必要な引き延ばしによる診療報酬の不正請求」を追加し、本件団体交渉においても、一貫して、同不正請求についての一審原告連合会側の対応あるいは責任等を問題にしており、保険適用外の薬品を使用して診療報酬を不正に請求した件に触れている事実は認められない。Y10 の陳述書には、「本件団体交渉の席上、一審原告組合側が「何年か前に調査が入ったと聞いておりますし」と整形外科の薬の問題も指摘していました。」との陳述記載があるが、本件団体交渉の録音テープの反訳によれば、X2 書記次長は、「何年か前からそんなことが、なんか調査が入った、とか聞いてますけども、今回この様な形で、公然と不正な引き延ばし入院を呼びかけているということが判明しているわけですから、組織的にやられているわけですから。」と発言しているのであり、同証拠のその他の部分を精査しても、X2 書記次長が薬品に係る不正請求の件を話題にした事実はこれを認めることができない。かえって、一審原告連合会側が、退院の1日延長を検討した件と薬品使用に係る不正請求の件で厚生省に内部告発がされ、神奈川県から平成11年6月16日に事情聴取を

受け、それから間もない同月 21 日、一審原告組合から本件団体交渉の議題として、退院の 1 日延長問題を追加要求されたため、過敏に反応し、本件団体交渉において、一審原告組合側が、薬品使用に係る不正請求の件をも理由として、Y6 院長らの退任を要求し、同要求が容れられなければ告発、公表する意思を明らかにしたと誤解したものと推認される。そして、このような誤解に基づくと推認される職員説明会において行った Y6 院長らの発言が正当なもので、不当労働行為に当たらないということとはできない。

4 まとめ

よって、一審原告連合会の本件請求及び一審原告組合の本件請求はいずれも理由がない。

第 4 結論

以上のとおりであるから、一審被告中労委の控訴に基づき、当裁判所の上記判断と一部異なる原判決を変更し、一審原告連合会及び一審原告組合の本件各控訴は、いずれも理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第 1 民事部